

## 報告第7号

### 令和2年度決算に基づく天理市健全化判断比率及び資金不足比率の 報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく天理市健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり報告する。

#### 記

(健全化判断比率)

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.79)	— (17.79)	10.7 (25.0)	56.2 (350.0)

#### 備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表す。
- 2 括弧内は、早期健全化基準を表す。

(資金不足比率)

会計名	資金不足比率 (%)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条の規定による事業の規模
天理市水道事業会計	— (20.0)	1,693,931千円
天理市下水道事業会計	— (20.0)	1,163,572千円

#### 備考

- 1 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表す。
- 2 括弧内は、経営健全化基準を表す。

令和3年9月1日提出

天理市長 並 河 健

天 監 委 第 13 号

令和3年8月24日

天理市長 並河 健 様

天理市監査委員 松 尾 潤

天理市監査委員 加 藤 嘉久次

令和2年度天理市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和2年度天理市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

# 令和2年度天理市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

## 第1 審査の対象

- 1 令和2年度健全化判断比率
  - (1)実質赤字比率
  - (2)連結実質赤字比率
  - (3)実質公債費比率
  - (4)将来負担比率
- 2 令和2年度資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

令和3年8月5日から24日まで

## 第3 審査の内容

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に従い適正に作成されているかを審査した。

天理市監査基準に準拠し、関係書類等との照合確認をするとともに、関係職員から説明を聴取するなどの手続きにより実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に基づいて作成され、その算定は適正であると認められた。

なお、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回っていた。

審査の概要と意見は、次のとおりである。

## 1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付金特別会計 土地区画整理事業特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計				
		介護保険特別会計				
		後期高齢者医療特別会計				
	法適用公営企業	水道事業会計 下水道事業会計				資金不足比率
一部事務組合・広域連合	奈良県広域消防組合					
地方公社 第三セクター等	無し					

## 2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

区分	令和2年度	令和元年度	前年度比較	早期健全化基準
実質赤字比率	— (▲7.69)	— (▲8.12)	— (0.43)	12.79
連結実質赤字比率	— (▲29.25)	— (▲29.49)	— (0.24)	17.79
実質公債費比率 (3年平均の数値)	10.7	10.6	0.1	25.0
将来負担比率	56.2	64.8	▲8.6	350.0

※健全化判断比率のうち実質赤字比率、連結実質赤字比率については、「0%」を下回るため「-」表記とし、( )内に計算上の数値を表示した。

### 3 資金不足比率

公営企業における資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

会 計 名	令和2年度	令和元年度	前年度比較	経営健全化基準
水道事業会計	－ (▲94.1)	－ (▲84.6)	－ (▲9.5)	20.0
下水道事業会計	－ (▲119.6)	－ (▲105.5)	－ (▲14.1)	

※資金不足比率について、「0%」を下回るため「－」表記とし、( )内に計算上の数値を表示した。

### 4 意見

実質赤字比率は、赤字ではないために該当の数値はないが、計算上の数値は、一般会計の黒字額が32,603千円減少したため0.43ポイント悪化している。

また、連結実質赤字比率は、赤字ではないために該当の数値はないが、計算上の数値は、水道事業会計、下水道事業会計の黒字額が増加したものの一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計が減少したため、前年度と比べて0.24ポイント悪化しているが、早期健全化基準を下回った数値となっている。

借入金の元利返済（公債費）の負担度を示す実質公債費比率については、元利償還金の額の増加及び普通交付税における事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費の減少により、前年度と比べ若干比率が悪化してはいるものの、早期健全化基準を下回った数値となっている。

将来負担比率については、地方債残高の減少、公営企業に係る公債費繰出の減少及び国民健康保険特別会計の歳計剰余金の基金積立等による基金残高の増加により、前年度にひきつづき今年度も比率は改善し、早期健全化基準を下回った数値となっている。

資金不足比率については、水道事業会計も下水道事業会計も資金不足額が生じていないため、該当の数値はないが、今後も業務効率の改善を図り、収益の確保と経営状態の的確な把握に努められたい。

以上、当年度の健全化判断比率の4指標と資金不足比率すべてが早期健全化基準、経営健全化基準を下回った数値となっている。しかし、これらの比率はあくまでも財政の健全性の度合いを示す目安に過ぎない。今後も早期健全化基準に近づかないよう一層健全な財政運営を維持していくよう要望する。